

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年3月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市中区長 小林 英二

1 契約の概要

中区立野町緊急下水道工事

2 履行(納品)場所

中区立野町67番5地先

3 契約日

令和6年4月19日

4 履行日又は履行期間

令和6年4月19日から令和6年11月29日まで

5 契約金額

¥25,476,000(うち消費税相当額 ¥2,316,000)

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称 株式会社長野工務店

代表取締役 長野 真行

住所 横浜市戸塚区小雀町1137番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は取付管が破損したため緊急修理を行ったものであり、早急に取付管の修繕を行わないと重大な浸水被害を引き起こすおそれがあり、安全確保のために緊急を要したため、随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

緊急的な対応であり、見積り合わせ等を行うことが出来ないため、下記条件を満たす、株式会社長野工務店を契約の相手方として選定しました。

- ・緊急的な対応であるため、直ちに着手可能であること。
- ・社団法人横浜建設業協会に所属していること。
- ・執行状況等から判断し、対応可能と思われること。

・付近での施工実績を持っていること。

9 所管課

中区中土木事務所